

令和6年度若者地元魅力発見促進事業業務委託基本仕様書

1 目的

高校生を対象に、地域を探訪し、庄内の地域資源に触れる体験を通して、郷土の魅力とその価値を再認識するフィールドワークを開催し、若者の地元定着・回帰の土台となる郷土愛の醸成を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

3 業務内容

(1) フィールドワークの企画・運営

1回につき、2日間開催することとし、計2回（合計4日間）開催すること。また、各回、下記の現地体験とグループワークを行うこと。

ア 趣旨

① 現地体験

- 高校生が、借り上げバス等で地域を巡りながら、庄内の地域資源に触れる体験を通して、郷土の魅力とその価値を再認識できるもの。なお、地域資源とは、観光名所に限らず、自然、歴史、文化、産業など幅広い分野の中から選定することとし、体験とは、現地案内人による説明や作業体験等とする（提案による）。
- 高校生が、大学生をはじめとした庄内地域で活躍する若者及び他校の生徒と共に地域を探訪することを通して、多様な価値観に触れることができるもの。
- 各回ごとに異なる内容とし、2回のうち1回は、鶴岡市・三川町・庄内町で開催し、もう1回は、酒田市・遊佐町で開催するもの。

② グループワーク

- 高校生が、グループに分かれ、現地体験の経験を踏まえた意見交換等を行い、地域への理解を深めるもの。
- 高校生が、多様な価値観に触れると共に地域で暮らすイメージができるよう、地域で活躍する若者などがロールモデルとなり、高校生に適切な助言等を行うもの。

イ 参加者

① 現地体験

- 高校生：各回につき20人程度
- 地域で活躍する若者〔庄内地域に在住し、様々な分野で活躍している方で、大学生から40代までの年代の者〕：複数人
- 現地案内人〔現地体験で説明を行う者〕：複数人（提案による）
- 管内市町の担当課職員：実施場所による

② グループワーク

- 現地体験参加者
- 内容に応じた業界関係者など：複数人（提案による）

ウ 開催時期

- ① 第1回 フィールドワーク：令和6年8月まで
- ② 第2回 フィールドワーク：令和6年10月まで

エ 企画・運営

フィールドワークを企画し、地域で活躍する若者や現地案内人など関係者と連絡調整した上で実施すること。

- ① フィールドワークの企画及び関係者の選定
 - 趣旨に沿った企画及び地域で活躍する若者や現地案内人など関係者の選定を行い、発注者に提案すること。
 - より効果的な活動となるよう、管内市町と連携・協力した企画とすること。
- ② 打合せ
 - フィールドワーク開催前に発注者との打合せを実施し、具体的な内容は契約締結後に発注者と協議して決定すること。
 - 充実したフィールドワークとなるよう、必要に応じて、地域で活躍する若者及び現地案内人など関係者との打合せを実施すること。
- ③ 参加者の募集
 - 複数の高校から参加者を募ること。
 - 高校に向けた募集用掲示ポスター又はチラシを作成すること。
 - 高校へ趣旨説明を行うこと（訪問するときは発注者同行可）。
- ④ 参加者の受け付け
 - 参加者を取りまとめた参加者名簿を作成し、各回の開催前に発注者に報告すること。
- ⑤ 参加者への連絡、サポート、旅行傷害保険の手配
 - フィールドワークの開催に向けて、参加者との連絡調整やサポートを行うこと。
 - フィールドワーク参加者は活動期間中における事故等に対応可能で、死亡・後遺障害、入院・通院をカバーする内容の旅行傷害保険に加入すること。
- ⑥ 資料の調製
 - 参加者に配付する資料等は、受託者において調製すること。

(2) 情報発信

ア 内容

本事業の活動や地域の魅力を伝えることを目的として情報発信を行うこと。なお、山形県庄内総合支庁公式Instagramアカウントや山形県公式YouTubeチャンネルの活用も可能とする。

- フィールドワークの様子や活動の全容についてSNSで発信

イ 事前の同意

- 情報発信することについて、事前に、参加者へ十分に説明し、同意書により同意を得ること。高校生の参加者については、保護者からも同意書により同意を得ること。

ウ 留意点

- 他人や組織を誹謗中傷する内容や他人に不快又は嫌悪の念を起こさせるような内容や、公序良俗に反する内容の情報発信は行わないこと。
- 情報発信の内容は、事前に発注者のチェックを受けること。

エ 活動報告書

- 活動の概要を記録した報告書を作成し、参加者に配付すること。なお、活動報告書の内容は、実施前に発注者のチェックを受けること。

(3) 事業分析

ア アンケート調査

- フィールドワークを開催した後、参加者に対するアンケート調査を行い、集計・分析を行うこと。なお、アンケートの内容は、実施前に発注者のチェックを受けること。

イ 実施報告書

- 事業実施及び上記調査を踏まえ、①庄内地域における若者の郷土愛醸成に向けた課題、②本事業を実施しての課題、③今後の具体的な事業提案等を実施報告書内で取りまとめること。
- 上記①②の課題はそれぞれ3点以上挙げ、③を合わせて事業分析をA4版1頁以上の内容とすること。
- アンケート調査と写真も含めA4版10頁以上とすること。

4 経費負担

委託費の対象経費は、当該業務に要する一切の費用とする（発注者及び参加者等が当然負担すべき経費を除く）。

5 留意事項

- (1) 受託者は、個人情報取扱事務に従事している者に対し、当該個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該職員が退職後であっても同様とする。
- (2) 受託者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。
- (3) 具体的な業務内容については、契約締結後に発注者及び関係者と協議して決定すること。
- (4) 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託業務の一部の再委託について書面により発注者の承認を得た場合、又は発注者が軽微なものと判断した業務の一部を再委託する場合は、この限りではない。
- (5) 受託者は、本業務の担当者1人以上を選任し、発注者に報告すること。
- (6) 事業実施のために必要な関係者との打合せや連絡調整は、受託者において行うこと。
- (7) 事業実施について、不測の事態が生じた場合は、発注者に責任がある場合を除き、受託者の責任において、これを解決すること。また、速やかに山形県庄内総合支庁総務企画部総務課に連絡すること。

- (8) 当該業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないように受託者が責任を持って調整すること。

6 業務完了報告書の提出

委託業務が完了したときは、業務完了報告書を作成の上、次のものを添付し、期限までに提出すること。なお、電子データは電子メール又はCD-Rにより提出すること。

- (1) 実施報告書（A4版10頁以上、アンケート・事業分析・写真を含む。）
：2部及び電子データ
- (2) 活動報告書：2部及び電子データ
- (3) フィールドワークに使用した資料：2部及び電子データ
- (4) フィールドワークの写真データ（JPEG形式）：適宜

7 その他

- (1) 仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度発注者と受託者が協議により決定すること。
- (2) 仕様書と異なる事項又は仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するために、より良い手法、技術又はアイデア等があるときは、独自提案として、積極的に提案すること。
- (3) 当該事業についての経理簿を備え、他の経理と区分して収入及び支出の使途が明らかになるよう経理処理を行うとともに、支出内容を証する書類を整備すること。また、支出関係書類を含め、本事業に関する書類は事業終了後5年間保存すること。